

産業雇用安定助成金

【目次】 (※青字をクリックすると該当ページへ遷移します。)

- ・ [産業雇用安定助成金の概要](#) p 3
- ・ [助成金支給までの流れ](#) p 4 ~ p 5
- ・ [対象となる在籍型出向とは](#) p 6
- ・ [対象となる事業主とは](#) p 7 ~ p 9
- ・ [対象となる労働者とは](#) p 10
- ・ [助成の内容](#) p 11
- ・ [出向初期経費とは](#) p 12
- ・ [出向運営経費とは](#) p 13
- ・ [出向運営経費の助成率](#) p14 ~ p 15
- ・ [産業雇用安定助成金の詳細について](#) p 16
- ・ [Q & A](#) p 17 ~ p 21
- ・ [まとめ](#) p 22 ~ p 27

概要

産業雇用安定助成金とは？

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「在籍型出向」により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の両方を対象として助成します。

出向準備から支給までの流れ



「計画届」の提出は出向開始の前日までに！



支給申請は、2か月以内

事業主が指定した申請頻度の期間（1～6か月）を経過後

「計画届」「支給申請」の様式、記入例は

厚生労働省 産業雇用安定助成金

検索



出向準備から支給までの流れ



「計画届」の提出は出向開始の前日までに！



支給申請は、2か月以内

事業主が指定した申請頻度の期間（1～6か月）を経過後

「計画届」「支給申請」の様式、記入例は

厚生労働省 産業雇用安定助成金

検索



対象となる在籍型出向とは？

労働者が出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する、いわゆる「在籍型出向」が対象です。

主な要件

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の影響があり、「雇用の維持」を図ることが主たる目的である
- ② 労働者を交換しあうものではないこと
- ③ 通常の業務提携や人事交流と異なる出向である
- ④ 出向終了後には労働者を復帰させること

対象となる事業主とは

① 出向元事業主

生産指標が計画届を提出した日の属する月の前月の実績と1年前もしくは2年前か3年前の同月の実績と比べ5%以上減少していること

例

R4年7月15日に
計画届を提出
する場合

R4年6月
の売上
80万

80万/100万

昨年比
80%

R3年6月
の売上
100万

対象となる事業主とは

② 出向先事業主

出向開始日の前日から起算して6か月

前から支給申請までに当該労働者の受け

入れに際し**解雇等が無いこと**

例

計画届の提出：R4/7/15
出向開始：R4/8/1

R4年2月～R4年7月、支給申請まで解雇無し

対象となる事業主とは

② 出向先事業主

雇用保険被保険者数と派遣労働者数の合計が
計画届の提出日の属する月の前月から遡った
三か月の平均と前年同期との比較で一定数以上
減っていないこと

例

計画届の提出：R4/7/15
出向開始：R4/8/1

R4/6月
～
R4/4月
被保険者数
の平均

比較

R3/6月
～
R3/4月
被保険者数
の平均

中小企業の場合

10%を超えてかつ4人以上減少していないこと

大企業の場合

5%を超えてかつ6人以上減少していないこと

対象となる労働者とは

出向開始日の前日までに出向元事業所で

6ヶ月以上雇用保険被保険者として雇用され

ている従業員の方が対象です。

対象外

- ・ 解雇を予告された者
- ・ 退職願を提出した者又は退職勧奨に応じた者など

助成の内容について

出向初期経費

出向の成立にかかる経費（出向元と出向先双方に助成）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人(定額)	各10万円/1人(定額)
加算額(要件に該当)	各5万円/1人(定額)	各5万円/1人(定額)

※独立性の認められない事業主間の場合、初期費用は助成対象外

出向運営経費

出向元及び出向先が負担する賃金、出向中の教育訓練および労務管理に係る経費など

出向初期経費とは？

- 出向期間の初日までに、出向の成立に要した経費

例

出向先

OA機器
制服等の購入

出向元

出向先

(出向に伴い) 就業
規則等の整備・改正
について社労士に依
頼する費用

出向元

出向先

教育訓練に
要する経費

かかった金額に関わらず、一事業主、出向労働者一人につき
1度限り10万円、上乗せ要件に該当すればプラス5万円助成

出向運営経費とは？

出向労働者の賃金及び、
出向期間中において出向に要した経費

出向初期経費	出向初日までに出向の成立に要した経費
出向運営経費	出向中の賃金
	出向中に 出向の運営に要した経費

では、出向中の経費とは？

例

出向労働者の労務
管理・人事評価に
要する費用

出向労働者が行う
報告・面談に要す
る経費

出向労働者の教育
訓練に要する経費

など

出向運営経費にかかる助成率

出向運営経費（賃金及び出向中の経費）にかかる助成率

	中小企業	大企業
出向元が解雇等を行わず雇用を維持する場合	9/10	3/4
出向元が解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・出向先の計)	12,000円/日	

※独立性の認められない事業主間の場合、助成率は中小企業2/3、大企業1/2、となります

【雇用維持要件】とは？

出向元において一定期間の解雇が無く、一定数の雇用を維持していることが確認できれば助成率が高くなるというものです
満たさない場合であっても、申請が出来なくなるものではありません。

支給額の計算

運営経費（対象となる賃金額及び出向中経費）に助成率をかけたもの及び初期経費の合算

様式6号（4）を例示しています。

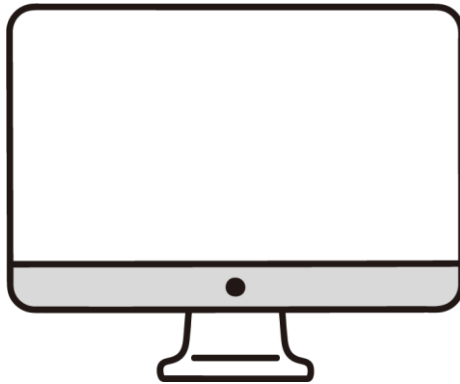
自動計算されるExcelの様式を厚生労働省HPで頒布しています。黄色部分に入力すれば計算されるようになっています。

②	③	④	⑤	⑤が⑧を上回らない場合		出向運営経費（賃金を除く）の額	
				出向元事業所	出向先事業所	出向元事業所	出向先事業所
賃金判定	当該支給対象期に出向元事業主が支給・補填した賃金の額（円）	当該支給対象期に出向先事業主が支給・補填した賃金の額（円）	③と④の計（円）	⑨賃金部分助成対象額	⑩賃金部分助成対象額	⑬出向運営経費（賃金を除く）（円）	⑭出向運営経費（賃金を除く）（円）
(1) 出向前の賃金額（※1）				10,000			
(2) 出向中の賃金額（※2）	30,000	220,000	250,000				
11,000	⑥	⑦	⑧	⑤が⑧を上回る場合		⑮出向運営経費（円）	
				出向元事業所	出向先事業所	出向元事業所	出向先事業所
(3) (2) / (1)	出向開始日の前日現在において労働日に通常支払われる賃金の額（円）	当該支給対象期の実労働日数（日）	⑥×⑦の額（円）	⑪賃金部分助成対象額	⑫賃金部分助成対象額	24,000	176,000
1.1						助成率	助成率
(4) 判定（※3）						9/10	9/10
○	10,000	20	200,000	24,000	176,000	21,600	158,400

産業雇用安定助成金の詳細について

厚生労働省 産業雇用安定助成金

検索



[産雇金ガイドブック](#)

[事業主要件相互チェックリスト](#)

[産雇金FAQ](#)

[産業雇用安定助成金要領](#)

[事業主要件確認（独立性なしの場合）](#)

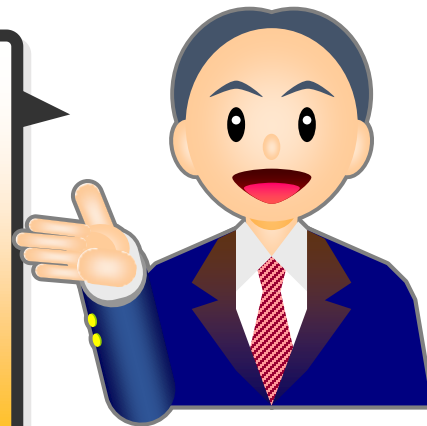
[産雇金様式ダウンロード](#)



Question

&

Answer



Q 1

出向開始までに取り決めをしなくては
いけないことは？

A 1

- ・ 出向元—対象労働者
本人同意書
- ・ 出向元—労働者代表
出向協定書
- ・ 出向元—出向先
出向契約書

必要事項と記載例が記されています⇒



Q2

出向開始してからは
一切の出向元業務をさせられないのか？

A2

制限はありますが、期間中
出向先と出向元の **両方で勤務** を行う場合も
助成対象となります

⇒ **部分出向**

主な条件

- ・ 出向先で**1/2以上**(月間)勤務
- ・ 元と先で同日勤務は不可
- ・ 出向元勤務日分給与は助成対象外



Q3

出向先は雇用調整助成金を受給しています
支給対象になりますか？

A3

休業している労働者と、
対象労働者が異なれば、助成対象となり得ます

なお、他の補助金などでも、
対象労働者の明確に賃金に紐付く公費を
受けている場合は、対象外になります。



Q 4

グループ企業内の出向も対象になりますか？

A 4

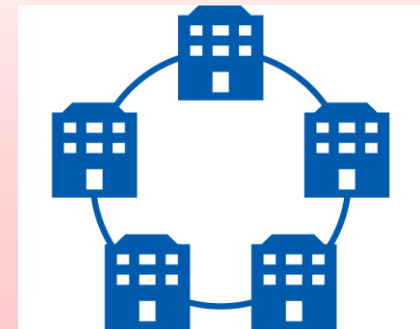
通常の人事交流の一環でなければ、
助成対象となり得ます

R3/8/1改訂

⇒ グループ特例

助成内容は、

- ・ 出向初期経費は助成対象外
- ・ 出向運営経費は助成率 $2/3$
(大企業は $1/2$)



本日のおさらい

産業雇用安定助成金


在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む事業主を助成します

出向運営経費

1

出向元・出向先の**双方**に助成

出向元の雇用維持 ⇒ 助成率 U P



出向初期経費

2

出向の準備経費を定額助成

10万円 / 1名

要件に該当すれば 5万円加算

対象労働者を保護する制度設計

3

出向対象者の立場を考慮しているので
安心して働けます

対象が拡大

4

R3/8/1～

グループ企業内出向も**対象に!**

沖縄労働局 職業安定部

職業対策課 雇用調整助成金窓口

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎1号館1階

TEL：098-868-4013

詳細は窓口まで、**お気軽**にお問い合わせください

